

第3部

施策の推進

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

成年後見制度利用促進基本計画

基本目標1

地域福祉を担うひとづくりを推進します

●現状と課題

一昔前の日本には「向こう三軒両隣」という言葉に象徴されるように、地域の中に助け合いや支え合いの仕組みがありました。しかし、近年では核家族化の進展や共働き世帯の増加など家族形態や社会の仕組みが変化したことなどから、以前のような近所づきあいや交流の機会が減ってしまい、こうした地域の中での助け合いの仕組みが失われつつあります。幸い東海村には、支援が必要な人の「支え手」となって活動して下さる方々が以前から大勢おり、こうした方々の活動によって、支援を必要とする多くの人たちが地域の中で生き生きと暮らすことができています。

このように住民同士の支え合いが活発な東海村ですが、近年では地域の担い手の減少が問題となってきています。この背景には、これまで地域福祉を担っていた人たちが高齢化していることや、定年延長等により退職後に地域の担い手となる人が減少していることなどがあります。民生委員・児童委員と地区社協を対象としたニーズ調査でも、村の地域福祉の問題点として、地域福祉活動の人材不足が挙げられており、将来的な地域福祉の担い手の確保は、東海村の大きな課題といえます。

第3次計画では地域福祉活動を担う人材の育成に向け、地域福祉の考え方や活動の魅力と重要性を広める研修や情報発信に取り組んできましたが、ニーズ調査では地域福祉活動の情報が不足しているという意見をいただいていることから、東海村の地域福祉活動について、これまで以上に周知を図る必要があります。

そのため、第4次計画では、幅広い世代の住民の皆さんに向けて地域福祉の理念と知識を伝える講座や研修を行うことで、地域福祉に対する意識と理解の向上を促します。あわせて、地域福祉の情報を効果的に受発信・共有することで、地域課題を把握するとともに、住民の地域福祉活動への参加を促進します。また、盛んに行われている住民主体の小地域福祉活動がより一層活性化するよう、活動の支援や補助を行います。

さらに、地域福祉を取り巻く状況が複雑化、多様化している昨今、地域福祉に携わる行政職員のスキルアップの必要性が高まっているため、行政職員に対して、知識だけでなく、積極的に地域に出て住民と地域の課題を共有し、ともに解決していくという意識を醸成していきます。



●施策の展開

施策の方向性	具体的な施策例
地域福祉の理念を広めるとともに、地域福祉活動参加のきっかけをつくります。	教育委員会、村社協、住民との連携により、子ども(小・中・高校生)に対する地域福祉教育を実施します。 施策番号 1-1-1
	コミュニティ・スクール(※ ¹⁸)を基点に、子どもやその親をはじめとした住民の地域活動への意識向上を図ります。 施策番号 1-1-2
	村社協や小地域福祉関係団体と連携し、地域福祉に関する講座や講演会、イベントを開催します。 施策番号 1-1-3
	認知症サポーターやゲートキーパー(※ ¹⁹)等を養成するための講座や研修を実施します。 施策番号 1-1-4
	講座等の受講後にアンケートを実施し、地域福祉に関する理解や関心の変化を調査します。 施策番号 1-1-5
効果的な情報発信により、地域課題を適切に把握するとともに地域福祉活動への参加を促進します。	住民や各福祉分野の団体と情報交換を行い、地域の課題を共有します。 施策番号 1-2-1
	ホームページやSNS等を活用した地域福祉活動やボランティアに関する情報発信、参加申込の仕組みなどを分かりやすいものにし、より参加しやすくします。 施策番号 1-2-2
住民による地域に根差した小地域福祉活動の一層の活性化を支援します。	地域福祉の専門家である「支え合いコーディネーター」を配置し、地域に根差した小地域福祉活動を支援します。 施策番号 1-3-1
	小地域福祉活動の活性化を図るため、施設整備や活動資金に対する補助を実施します。 施策番号 1-3-2
	住民同士の日常的な支え合いを促すため、生活支援ボランティアの普及を行います。 施策番号 1-3-3
行政職員に対し、地域福祉の推進に必要な専門性を身に付けるための教育を行い、一人ひとりのスキルアップを図ります。	新規採用職員に対する福祉分野の基礎研修を実施します。 施策番号 1-4-1
	重層的支援体制の整備等、庁内連携が重要な福祉施策について職員研修を実施します。 施策番号 1-4-2
	職員が地域との協働の重要性を実感できるよう、住民主体の地域活動の現場に職員を派遣します。 施策番号 1-4-3

¹⁸ コミュニティ・スクール…学校関係者だけでなく、保護者や地域住民が学校運営に参画することで、地域が協働して子どもを育成するとともに、地域の実情を反映した特色ある学校をつくる仕組み。

¹⁹ ゲートキーパー…身近にいる自殺の危険を抱えた人に気づき、その人の話を聞いたり必要に応じて専門相談機関へとつないだりして、適切に対応することができる人。

基本目標2

地域で支え合う体制（しくみ）づくりを推進 します

●現状と課題

国はこれまで、高齢者、障がい者、子育て世帯など、対象者ごとに公的支援制度を整備し、質・量ともに充実を図ってきました。

しかし、近年では人口減少や社会構造、ライフスタイルの変化により、親の介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」や、高齢の親がひきこもりの子どもの生活を支える「8050問題」など、複数の分野にまたがる課題を抱えるケースが増えてきており、従来の対象者ごとの支援では対応が困難になってきています。また、支援を必要としているものの、既存の制度の対象にならないため、適切な支援を受けられないという「制度の狭間」の問題も発生しています。

東海村においても、障害者手帳所持者数や生活保護受給者数が増加傾向にあり、今後も地域で課題を抱える人が増加していくことが予想されます。また、個人や世帯が同時に複数の課題を抱え、それらが複雑に絡み合っているケースも増えているため、複雑化・複合化した課題を抱えている人や家庭に対して、包括的に支援する体制の構築が求められています。加えて、地域で発生している課題を早期に発見し、適切な対応を行うためには、行政や公的支援機関だけでなく、地域住民同士がつながりを持ち、支え合うことも重要です。

第3次計画では、福祉・保健・医療だけでなく、それ以外の分野の職種や機関、地域団体とも連携し、分野にとらわれない包括的な支援体制づくりに取り組みました。支援体制の構築に向けて行われた関係者間のケース会議では、参加者のスキルアップとともに支援機関の間の連携が強化されました。

第4次計画では、この先さらに増加すると考えられる福祉ニーズに対応するため、重層的な支援体制の整備を進め、各支援機関の連携を強化するとともに、それぞれの課題に対して適切な支援機関へとつなぎます。

また、高齢者、障がい者、子どもなど世代を超えた人々の交流や役割を生み出し、地域住民が支え合う「共生の場」を確保します。

なお、支援が必要な人に適切な支援を届けるためには、支援が必要な人の個人情報が必要です。そのため、個人情報の活用についてルールを定め、住民の皆さんに周知することで、支援のために個人情報を利用することへの理解を促進します。

●施策の展開

施策の方向性	具体的な施策例
<p>複雑化・多様化した生活課題に対応するため、重層的な支援体制を整備し必要な支援を届けます。</p>	<p>生活に複合的な課題をもつ個人や家族に対し、多様な支援機関との調整を行い適切な支援を提供します。 <small>施策番号 2-1-1</small></p> <p>母子保健、子育て支援、教育、高齢者支援、障がい者支援等、各分野の相談員や支援員等が、異なる分野の生活課題の相談を受けたり発見したりした場合には適切な機関につなぎます。 <small>施策番号 2-1-2</small></p>
<p>分野を超えた新たなつながりと役割を生み出す共生の場をつくりまます。</p>	<p>子どもや高齢者、障がい者等の活動の場、交流の場等を確保するとともに、居場所の多機能化を推進します。 <small>施策番号 2-2-1</small></p>
<p>個人情報保護と利用のルールをつくり、地域及び関係機関が適切に活用します。</p>	<p>民生委員・児童委員や自治会、地区社協、NPO法人、村社協等から収集した個人情報の管理及び活用方法について検討します。 <small>施策番号 2-3-1</small></p> <p>個人情報の取扱いについて、住民、民生委員・児童委員、地区社協、村社協職員及び行政職員向けの研修や啓発を行います。 <small>施策番号 2-3-2</small></p>
<p>地域診断を実施し、地域ごとの課題解決に活用します。</p>	<p>住民や民生委員・児童委員、地区社協等の協力を得ながら、小学校区単位での地域課題を把握し、解決策を検討します。 <small>施策番号 2-4-1</small></p>



基本目標3

安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します

●現状と課題

平成23年3月に発生した東日本大震災により、災害に対する備えの重要性が強く認識されるようになりました。

行政では、日頃から避難所の確保や防災組織の整備等、災害に備えた取組みを行っていますが、災害発生時には、行政職員の被災や、道路の損壊、救援要請の集中などにより、行政の支援がすぐには届かない可能性があります。そのため、住民一人ひとりが自主的に防災に取り組む必要があります。



第3次計画では、住民主体の防災体制づくりの支援と災害対策の強化を行いました。東海村では、住民の皆さんが主体的に防災活動に取り組んでおり、第3次計画期間内においても安心サポーター制度や自主防災訓練など、防災体制の充実が図られました。

第4次計画では、防災体制の一層の強化に向け、災害時における応急対策や復旧体制の確保など、行政主体の支援体制を整備するとともに、住民主体の防災活動を推進し、自主的な防犯活動や地域で支援が必要な人の見守り活動についても支援を行います。



また、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の流行により、地域福祉活動における感染症対策が急務となりました。東海村では新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営要領を作成するなど、既に対策を進めていますが、住民の皆さんが安心して地域活動ができるよう、第4次計画においても感染症対策を推進していきます。

ニーズ調査では、買い物や病院への交通手段の不足が地域の問題点として挙げられています。自家用車等の移動手段を持たず、外出が困難である人の移動を支援するため、公共交通機関の整備や、地域のニーズに合わせた交通サービスの提供を行います。

見守りや緊急時の支援体制の整備状況については、住民の多くが整っているかわからないと回答しているため、情報発信を強化することで周知を促し、サービス利用へとつなぎます。

●施策の展開

施策の方向性	具体的な施策例
<p>災害発生時における行政主体の支援体制の整備と住民主体の防災活動の支援を推進します。</p>	<p>行政職員の災害発生時における実践能力の育成と、住民や事業者の適切な避難行動に対する知識の向上を図ります。 <small>施策番号 3-1-1</small></p>
	<p>災害発生時における応急対策・復旧に必要な物資の備蓄、住民の生活を支援する物資の備蓄を行います。 <small>施策番号 3-1-2</small></p>
	<p>避難行動要支援者の情報整備と地域の支援者との情報共有及び支援体制づくりを進めます。 <small>施策番号 3-1-3</small></p>
	<p>住民主体の防災組織の整備と活動強化を支援します。 <small>施策番号 3-1-4</small></p>
<p>地域住民主体の見守り活動や防犯活動を支援します。</p>	<p>行政や関係機関、住民等と連携し、保護が必要な子どもや支援が必要な高齢者、障がい者等の課題解決に向けて協議します。 <small>施策番号 3-2-1</small></p>
	<p>住民による子どもや高齢者、障がい者等の見守り活動や、自主的な防犯活動を支援します。 <small>施策番号 3-2-2</small></p>
<p>住民が安心して地域活動ができるように、災害発生時等における感染症対策を推進します。</p>	<p>住民主体の地域活動(見守り活動や健康づくり等)における感染症対策を支援します。 <small>施策番号 3-3-1</small></p>
	<p>災害発生時等における避難所運営等の際の、感染症対策を徹底します。 <small>施策番号 3-3-2</small></p>
<p>地域の実情に合った交通サービスを充実させ、交通弱者の移動を支援します。</p>	<p>公共交通、民間移送サービス、福祉サービス事業者等による交通サービスの充実を図り、移動が困難な住民を支援します。 <small>施策番号 3-4-1</small></p>
	<p>地域の実情に合った交通サービスの実施に向け、定期的に住民ニーズの実態把握を行います。 <small>施策番号 3-4-2</small></p>
<p>安全・安心な生活のために必要な情報を提供し、サービス利用を促進します。</p>	<p>緊急時の支援や日常的な見守り支援を住民が身近に利用できるように、情報発信を強化します。 <small>施策番号 3-5-1</small></p>

基本目標4

すべての人々の権利擁護（アドボカシー）を推進します

●現状と課題

地域には様々なハンディキャップを持って暮らしている人々がいます。例えば、自分で意思表示ができない子どもなどは、虐待やいじめといった重大な権利侵害の危険にさらされています。また、特に高齢者、知的障がい者や精神障がい者については、病状等の進行により、自己の判断でサービスの選択や利用、財産処分等が困難になることがあり、場合によっては不利益を被ってしまう可能性があります。

このような人々が、地域の中で自分らしく安心して暮らしていくためには、適切な福祉サービスが受けられ、権利がきちんと守られるための支援が必要です。

第3次計画では、「福祉的な支援を必要とする全ての人々の権利擁護(アドボカシー)を推進します」という基本目標をもとに、成年後見制度の利用支援や、多様な相談を受け必要な支援へとつなぐ総合相談窓口づくり、権利擁護の普及啓発、福祉サービス利用者がサービスを適切に受けられているかをチェックする体制の強化を行いました。窓口で受けた相談について、庁内各課で情報共有が行われたり、福祉サービス事業所への実地調査が、サービス利用者に対する虐待の未然防止や早期発見につながったりと、住民の皆さんの権利を守るための取組みは着実に進んでいます。

しかし、権利侵害の問題は依然として発生しており、村の相談窓口でも高齢者、子ども、女性などの権利擁護について多数の相談を受けています。そのため、権利擁護施策をさらに推進する必要があります。

第4次計画では、すべての住民の権利を守るために、権利擁護についての普及啓発、児童虐待防止対策の強化、福祉サービス事業所への定期的な実地指導などにより権利侵害を未然に防止するとともに、住民や支援機関が連携することによって、権利侵害が発生した場合でもすぐに相談でき、支援を受けることのできる地域をつくります。

成年後見制度については、国で利用の促進に関する法律が整備されたことや、本村でも制度の利用促進が課題となっていることから、施策を計画的に推進していきます。(76ページ「成年後見制度利用促進基本計画」参照)

●施策の展開

施策の方向性	具体的な施策例
<p>すべての住民の尊厳を守るため、様々な権利侵害を早期に発見し、解消に向けた支援を行います。</p>	<p>子どもや女性、高齢者、障がい者、性的マイノリティ等の権利擁護についての普及啓発を行います。</p> <p style="text-align: right;">施策番号 4-1-1</p>
	<p>すべての住民に対し、虐待の未然防止と重症化防止を図ります。</p> <p style="text-align: right;">施策番号 4-1-2</p>
	<p>住民や支援機関等と連携し、権利侵害を感じた人が相談しやすい地域づくりを推進します。</p> <p style="text-align: right;">施策番号 4-1-3</p>
	<p>福祉サービスの利用者(子ども、高齢者、障がい者等)を継続的に権利侵害から保護するため、福祉サービス事業所等への定期的な実地指導を行います。</p> <p style="text-align: right;">施策番号 4-1-4</p>
<p>成年後見制度(未成年後見を含む)を中心としたサービス利用を推進します。</p>	<p>「成年後見制度利用促進基本計画」 (次ページ参照)</p> <p style="text-align: right;">施策番号 4-2</p>



成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度（未成年後見を含む）を中心としたサービス利用を推進します

1. 成年後見制度の概要

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な人に対して、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、本人の意思や生活に配慮しながら財産管理や契約等の重要な意思決定を代理して行うことで、判断能力が不十分な人の権利を守る制度です。

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の大きく2つに分けられます。その内容は以下の通りです。

①法定後見制度

判断能力が不十分になった際に、本人や親族等が家庭裁判所に申し立て、成年後見人等を選任する制度です。

選任される成年後見人等は、本人の判断能力の程度に応じて以下の3つに分類されます。

- ・後見－判断能力が全くない人
- ・保佐－判断能力が著しく不十分な人
- ・補助－判断能力が不十分な人

②任意後見制度

本人の判断能力が十分なうちに、自ら任意後見人を選任し、将来判断能力が低下した場合に備える制度です。



2. 計画策定の背景と趣旨

今後高齢化の進行に伴い、認知症等によって判断能力に不安を抱える高齢者の増加が予想されることから、成年後見制度の需要は高まっていくと考えられます。

しかし、成年後見制度の発足以降、利用は増加傾向にはあるものの、制度が必要な人の人数と比較すると十分な利用状況であるとは言えません。

こうした状況を踏まえ、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が施行されました。同法の第14条では、市町村において成年後見制度の利用促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

3. 成年後見制度利用促進のための体制整備

国は、市町村に対して、「地域連携ネットワーク」を構築し、成年後見制度の利用促進等により判断能力が十分でない人の権利擁護が図られ、安心できる地域生活が支えられるようにすることを求めています。

●地域連携ネットワーク

権利擁護支援の必要な人が成年後見制度等を活用しつつ、住み慣れた地域でその人らしく暮らしていけるように、地域の様々な人や組織が連携して支援する体制のことです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を担い、既存の保健・医療・福祉の連携(医療・福祉につながる仕組み)に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとしています。

地域連携ネットワークは、権利擁護の中心的な役割を担う「中核機関」、本人を後見人等とともに支える「チーム」と、専門的な支援や地域課題の検討等を行う「協議会」で構成するものです。

「中核機関」

主に、①広報、②相談、③成年後見制度利用促進、④後見人支援の4つの機能を担います。

具体的には、以下に解説する「チーム」に対する専門職による助言等や、地域の権利擁護(4つの機能)を果たすように主導する役割があり、地域における連携・対応強化の推進役になっていくことが期待されています。

なお、設置・運営については地域の実情に応じて市町村の直営もしくは委託等により、市町村が整備し、その運営に責任をもつこととされています。

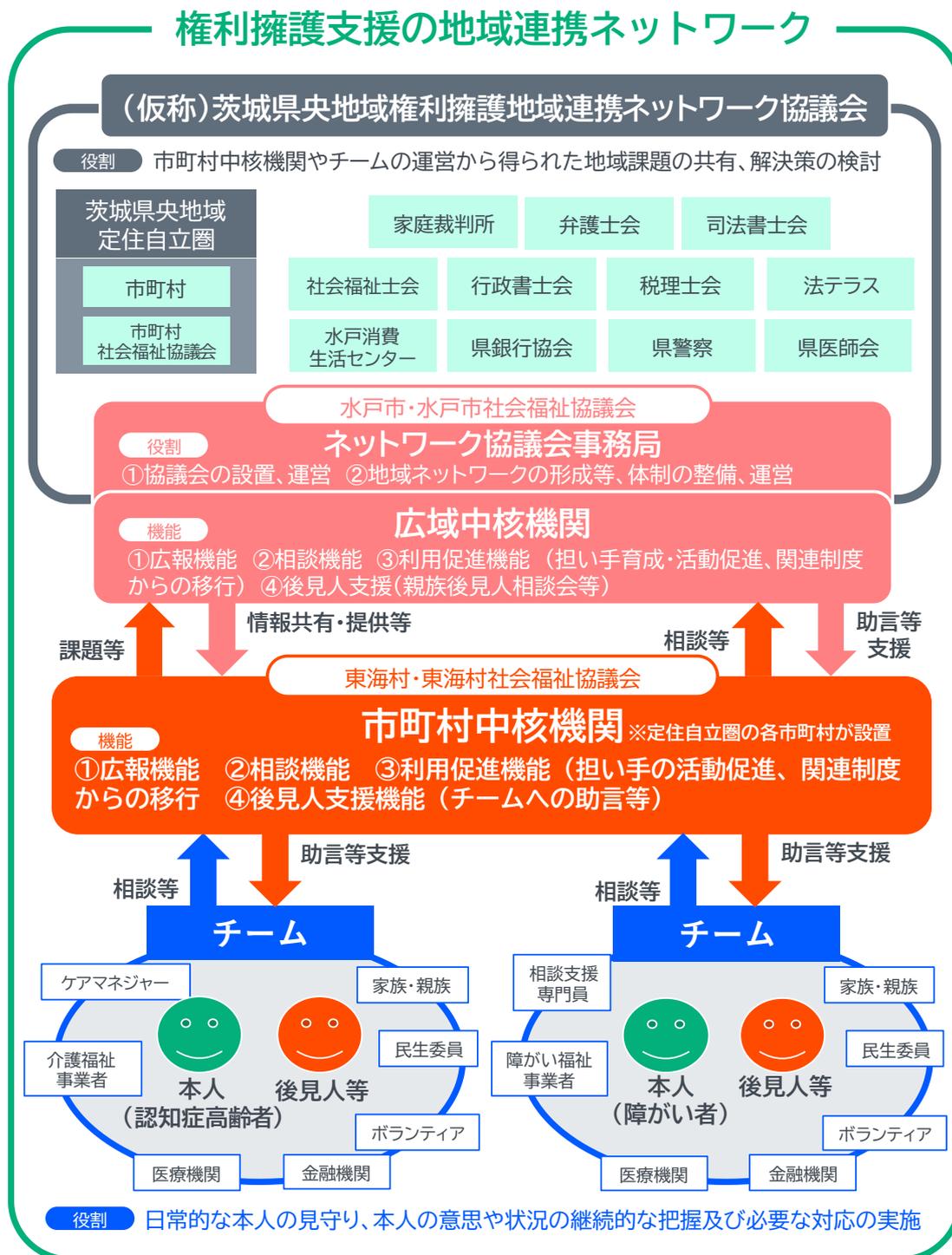
「チーム」

本人に身近な親族や後見人、医療・福祉の関係者等がチームとなって、権利擁護が必要な人を支援します。日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行います。

「協議会」

医療・福祉分野に加え、司法関連等の専門職団体や関係機関によって構成するものです。チームから中核機関に上がった相談に対し、専門職団体や関係機関による助言など、必要な支援を行います。また、中核機関やチームの運営から得られた地域課題の解決策を検討し、提案を行います。

本村においては、「茨城県央地域定住自立圏(※²⁰)」の構成市町村と協調し、圏域による地域連携ネットワーク構築に向けた取組みを進めています。前述の中核機関については、水戸市に置く「広域中核機関」と各市町村に置く「市町村中核機関」により、その機能を整備していくこととしています。



20 茨城県央地域定住自立圏…5市3町1村(水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、城里町、茨城町、大洗町、東海村)で構成するもので、圏域全体としての人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」の3つの観点から連携する取組みを定めており、取組みの一つに成年後見支援事業がある。

4. 本村の現状

本村の令和元年10月時点における総人口は38,393人です。65歳以上の高齢者は9,524人、人口に占める割合である高齢化率は24.8%です。また、認知症のおそれのある高齢者が約760人、療育手帳マルA、A所持者数が134人(令和2年3月時点)、精神障害者保健福祉手帳1級所持者数が24人(令和元年10月時点)と、合わせて918人にのびります。

一方、水戸家庭裁判所の統計によると、村内で成年後見制度を利用している人は112人(令和元年10月時点)であることから、制度の利用につながっていない人が数多くいることが考えられます。

5. 成年後見制度に関する住民の意識

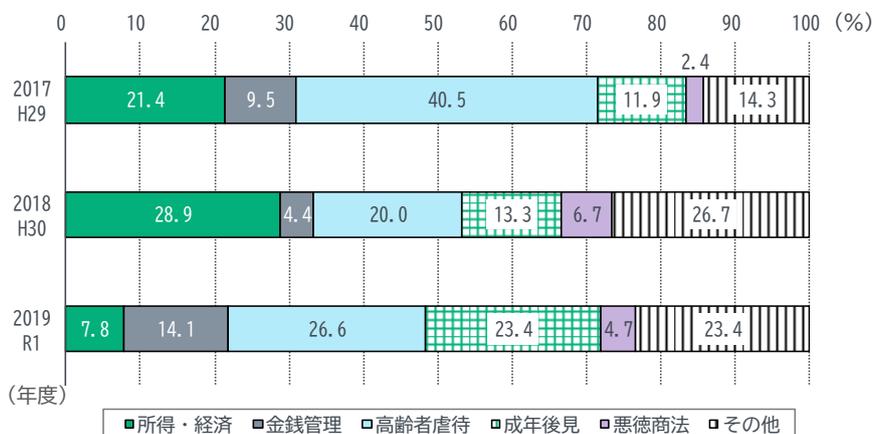
地域包括支援センターでの権利擁護相談は、近年増加傾向にあります(グラフ①)。また、その相談内容では成年後見に関するものが増えてきています(グラフ②)。

グラフ① 権利擁護相談件数の推移



資料：東海村福祉部高齢福祉課調べ

グラフ② 権利擁護相談内容の推移



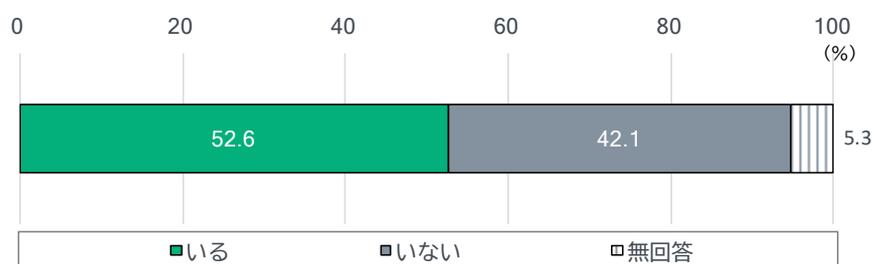
資料：東海村福祉部高齢福祉課調べ

介護・障がい等サービス事業所を対象としたアンケートでは、利用者の中に成年後見制度の申立ての必要がある人がいると回答している事業所が半数を超えています(グラフ③)。

しかし、住民を対象としたアンケートでは、住民の2割以上が成年後見制度を全く知らないと回答しており(グラフ④)、制度の需要が高い反面、認知度はあまり高くないことがわかります。

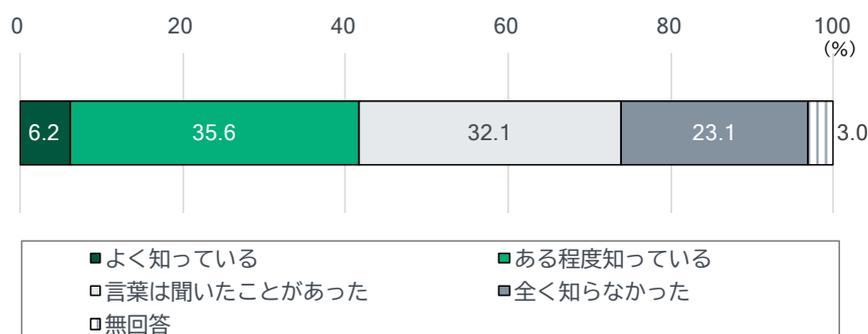
本村においても制度の利用促進が課題となっており、制度と相談窓口の周知や、制度を利用しやすい体制づくりに取り組む必要があります。

グラフ③ 制度の申立てが必要な人はいるか



資料：成年後見制度に関する介護・障がい等サービス事業所ニーズ調査

グラフ④ 成年後見制度の認知度



資料：住民ニーズ調査

5. 具体的な取組み

具体的な施策例	内容
<p>権利擁護支援のための中心的な役割を担う中核機関を設置し、運用します。</p>	<p>・茨城県央地域定住自立圏に設置する「(仮称)茨城県央地域権利擁護地域連携ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)」及び水戸市が設置する広域中核機関と協調し、圏域における権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。</p> <p>・市町村中核機関やチームの運営から得られた地域の課題を協議会で共有して解決策を検討し、地域における権利擁護支援の向上を図ります。</p> <p style="text-align: right;">施策番号 4-2-1</p>
<p>成年後見制度利用支援事業の普及啓発を推進します。</p>	<p>・住民に対し、支援が必要な人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを、広報紙やホームページを活用して具体的に周知・啓発します。</p> <p>・福祉サービス事業所等を通じて、サービス利用者やその家族に対して成年後見制度の情報を提供します。</p> <p style="text-align: right;">施策番号 4-2-2</p>
<p>積極的な相談支援の継続により、相談対応力の強化を図ります。</p>	<p>・福祉サービス事業所等と連携し、権利擁護支援が必要な人やその家族からの相談に対応し、必要な支援につなぎます。</p> <p>・多様な相談や対応の事例を蓄積することで、コーディネート機能等の対応力強化を図ります。</p> <p style="text-align: right;">施策番号 4-2-3</p>
<p>後見人の育成や活動支援、チーム支援の提供等により、成年後見制度の利用を促進します。</p>	<p>・茨城県央地域定住自立圏の成年後見支援事業における市民後見人(※²¹)養成講座やフォローアップ研修により、市民後見人を育成します。</p> <p>・成年後見制度利用が必要な人に対して、親族や後見人、保健・医療・福祉関係者等で構成するチームによる支援を提供します。</p> <p>・法人後見事業(※²²)や日常生活自立支援事業(※²³)といった権利擁護支援事業の利用を促進するとともに、利用者の状態に応じて成年後見制度への移行を支援します。</p> <p style="text-align: right;">施策番号 4-2-4</p>
<p>チームによる支援が円滑に行われるよう、専門家の知見を活用します。</p>	<p>・後見人等チームから相談を受けた専門的な知見が必要な事案については、広域中核機関を通じて協議会の専門家等による支援につなぎます。</p> <p style="text-align: right;">施策番号 4-2-5</p>

- 21 市民後見人…本人の親族や福祉専門職ではない一般の市民で、他人の後見等を行うために、成年後見人等として家庭裁判所から選任された人。市民後見人になるために特別な資格等は必要ないが、適切な活動を行うために、市区町村等が実施する養成講座を受講するなどして、必要な知識や技術、態度を身に着ける必要がある。
- 22 法人後見事業…社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う事業。
- 23 日常生活自立支援事業…福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行うことにより、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活を送れるよう支援する事業。成年後見制度と似ているが、成年後見制度では財産管理や重要な契約などの法律行為を行うことができるのに対し、日常生活自立支援事業では支援できる範囲が日常生活で行われる事務処理など、法律行為を伴わないものに限定されている。